

バヌアツ共和国政府は、駐在員、職員及びその
 らの家族並びに事務所に対し、バヌアツ共和

滑川雅士
バヌアツ共和国政府のために

府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山
 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府

植物水産省告示第三百四十六号
農林水產大臣 中川 昭一

第十五条第二項において準用する同法第十一条の規定に基づき、種馬給し及検疫規程（昭和十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の部を次のように改正する。

平成十八年三月二十二日

別記様式備考中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

農林水産大臣 中川 昭一

農林水産省告示第三百四十七号
農林水産省告示第十四条の規定による事務費国庫負担金交付規則（昭和二十三年農林省令第三号）第二条第二項の規定に基づき、平成十八年三月二十二日農林省告示第五百二十九号、農業界二〇農林水産省告示第三百四十八号、
○商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第四百四十五条第一項の規定による商品取引所の合併の認可をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月二十二日

農林水産大臣 中川 昭一

一 商品市場を開設する者
東京穀物商品取引所
二 農場品
農産物（大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、野菜及び生糸をいう。）及び砂糖（精糖及び粗糖をいう。）
三 公示することとなつた事由

府	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
広島県	山口県	徳島県	香川県	高知県	佐
(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林					
水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府					

別記様式〔第4関係〕

種馬鈴しよ検査申請書

原種
採種

（略）

ほ場 整理 番号	生産者 住所氏名	ほ場 所在地	使用予定種馬鈴しよ			植付 面積	植付 予定 時期	馬鈴しよ 作付年次	備考
			品種	産地及び系統	数量				
					袋	m ²	月日		
生産者数 _____ 人			品種別植付面積及び使用 予定種馬鈴しよ数量			_____ m ²	_____ 袋	_____ m ²	_____ 袋

備考 1～2 （略）

3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

4 産地及び系統欄には、独立行政法人種苗管理センターにおいて生産された原原種については農場名、それを用いて系統増殖された原種については産地市町村名及び生産者氏名を記入すること。

5 馬鈴しよ作付年次欄には、当該ほ場の過去3か年間に於ける馬鈴しよの作付年次を記入すること。

改正後

別記様式〔第4関係〕

種馬鈴しよ検査申請書

原種
採種

（略）

ほ場 整理 番号	生産者 住所氏名	ほ場 所在地	使用予定種馬鈴しよ			植付 面積	植付 予定 時期	馬鈴しよ 作付年次	備考
			品種	産地及び系統	数量				
					袋	m ²	月日		
生産者数 _____ 人			品種別植付面積及び使用 予定種馬鈴しよ数量			_____ m ²	_____ 袋	_____ m ²	_____ 袋

備考 1～2 （略）

3 申請書の提出に当たっては、ほ場の位置を示す略図を添付すること。

4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

5 産地及び系統欄には、独立行政法人種苗管理センターにおいて生産された原原種については農場名、それを用いて系統増殖された原種については産地市町村名及び生産者氏名を記入すること。

6 馬鈴しよ作付年次欄には、当該ほ場の過去3か年間に於ける馬鈴しよの作付年次を記入すること。

改正前

（傍線の部分は改正部分）